

社会福祉法人鳥取県共同募金会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳥取県共同募金会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、報酬を支給しない。ただし、役員等には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(公 表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年3月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。